

## 賃金向上環境整備事業費補助金オンライン説明会における質問の回答について

**Q1 賃上げ実績の証明について、補助要件の「(b)R7.12.1 から R8.12.1 までの間の賃上げ実施月において対前年同月比で 2%以上の賃上げが行われている」ことを証明するために、令和 7 年、令和 8 年の社員 150 人全員分の個人別賃金台帳が必要か。または集計表が必要か。**

A 比較対象の従業員（県内の事業所で雇用している従業員のうち雇用保険の被保険者）全員分の賃金台帳の提出が必要です。また、賃金台帳の内容をまとめた集計表については特に提出を求めておりません。

**Q2 賃金台帳は申請フォームの「添付ファイル」にアップロードできるのか。**

A PDF、JPG、JPEG、PNG 形式のデータファイル（1 ファイル 50MB 以下）にしたうえで、アップロード可能となっております。

**Q3 自己負担額 5 万円でも、対象従業員 10 人の場合は、100 万円が補助額となるのか。**

A そのとおりです。指定補助金に係る自己負担額が 100 万円未満の場合は、10 万円×対象従業員数が補助額となります。（上限 100 万円まで）ただし、2%以上の賃上げの補助要件を満たしていることが前提になります。

**Q4 賃上げ 2%の確認方法について、申請要領では、賃上げが 2%未満だった場合、法人事業概況説明書の提出は不要と明記しているが、申請フォームには添付をする箇所がある。添付書類が提出されないまま申請を進めた場合、エラー表示になるのか。**

A 添付書類が添付されないと、を押してもエラーが表示されます。

賃上げ率【G】が 2%未満になる場合は、「R7.12.1～R8.12.1 の間の賃上げ実施月において対前年同月比で 2%以上の賃上げを実施（予定）」することが必要なため、次のとおり申請内容を訂正をしてください。

① 申請画面下のを押し「3.（3 / 7）交付区分・交付申請額の計算」のページに戻り、『指定補助金の賃上げ実施要件が「有」、又は、直近事業年度の決算において対前年度比で 2%以上の賃上げを行っている』を「該当なし」に訂正する。

② 申請画面下のを押し「5.（5/7）補助要件」のページに進み、「2%以上の賃上げ実施（予定）日」を入力する。

**Q5 申請開始は、6 月 10 日の何時からか。**

A 午前 8 時 30 分からです。